



平成27年5月29日

各 位

会社名 株式会社 **ブルボン**
代表者名 代表取締役社長
吉田 康
(コード番号 2208 東証第二部)
問合せ先 取締役 総務推進部長
行田 宏文
(TEL. 0257-23-2333)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月29日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」に関し、下記のとおり一部改定する旨を決議しましたので、お知らせいたします。なお、改定後の内容は下記のとおりです。
(主な改定箇所は下線で示しております。)

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制
 - ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が、法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」及び「経営理念」「行動規範・指針」を定めます。そして当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、行動規範の基本原則である法令を遵守し社会的倫理に則った企業活動を進めます。
 - ② 当社及びグループ会社では、コンプライアンスの推進のため、教育、研修を実施します。また、法令の施行、改定などを拾い出し全社制策連絡会議において報告する事で、各部署への周知・徹底を図ります。
 - ③ 当社及びグループ会社は健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは取引関係その他一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては組織全体として毅然とした態度で対応します。
 - ④ 当社及びグループ会社の業務活動の改善提案及びコンプライアンスに関する疑問や違反行為等の通報のため、社外を含めた複数の通報相談窓口「ヘルプライン」を設置します。また、通報者の保護を徹底します。
 - ⑤ 当社は、代表取締役社長直轄の内部監査局を設置し、定期的を実施する内部監査を通じて、業務実施状況の実態を把握し、当社及びグループ会社の業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか調査します。さらに、当社及びグループ会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるか確認することにより、当社及びグループ会社の財産の保全並びに経営効率の向上に努めるとともに、監査結果を当社監査役会及び関係取締役に報告します。
 - ⑥ 当社及びグループ会社は、金融商品取引法その他諸法令・諸基準に則り、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や稟議書、取締役の職務執行に係る情報について、文書管理規程を定め保存、管理します。
- ② 文書の種類に応じ保管期間、管理責任部署、保管場所等を定めるとともに、議事録等の重要文書類については、10年間閲覧可能な状態を維持します。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、業務執行に係る社会情勢の変化、販売及び取引構造の変化、品質保証関係、経済情勢等の変化、天変地異の災害・天候不順などの様々な損失のリスクを認識し、それらの危険の大小や発生の可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失のリスクを最小限にすべく組織的な対応を行います。
具体的には内部統制委員会の指示の下、個々のリスク毎に管理責任部署及び責任者を定め体制を整えるとともに、リスク管理規程に基づき、定期的に対応策の見直し、教育の実施、周知徹底を行います。
- ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じ社外専門家の弁護士、公認会計士、税理士などにも随時連絡・相談し迅速な対応を行い、損失を最小限に止める体制を整えます。

4. 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及びグループ会社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、取締役会規則により、職務執行の効率化を図ります。
- ② 当社及びグループ会社の取締役会とは別に、内部統制体制の図に示す全社制策連絡会議を随時開催し、業務執行に関する基本事項及び施策の実施、必要事項の報告を行います。
- ③ 当社の常勤監査役は当社の取締役会と全社制策連絡会議に出席し、意見陳述及び取締役の業務執行に関する監査等を行います。

5. その他当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社は当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性及び特質を踏まえ当社準拠の内部統制システムを整備します。
- ② グループ会社の経営につきましては、当社関係部署の支援のもと、その自主性を尊重しつつ事業内容の報告を随時、全社制策連絡会議にて行います。また重要案件については当社関係取締役を交えた事前協議を行います。
- ③ 主要なグループ会社につきましては、当社の監査役が定期的に監査を行い業務の適正を確保する体制を整備します。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 当社の監査役は、内部監査局及び会計監査人と必要に応じ意見・情報の交換を行うことができ、またその判断により職務遂行に必要な調査、情報収集等を実施可能な体制を構築します。
- ② 当社の監査役の職務を補助する使用人に関する機関として、監査役会事務室（専任職員1名、総務推進部との兼任職員1名）を設置します。

7. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 当社の監査役が、その職務を補助すべき使用人に指示・命令した業務については、当社の取締役及び使用人は指揮命令の権限を有しません。
- ② その適切な職務遂行のため、人事評価、人事異動、懲罰等の決定については、事前に当社の監査役の同意を必要とします。

8. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社の監査役の職務を補助する使用人は、その指示・命令に従い行動します。
- ② 当社の監査役は、内部監査局と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査局に代表取締役社長を通して調査を求めることとします。

9. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の監査役は、当社及びグループ会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社及びグループ会社の取締役会や全社制策連絡会議の他、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及びグループ会社の取締役及び使用人等から説明を求めることができることとします。
- ② 当社及びグループ会社の取締役及び使用人等は、重大なコンプライアンス違反や、信用失墜を引き起こし会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、或いは当社及びグループ会社の業務または業務に影響を与える重要な事項を発見した際には、当社の監査役へ適時、適切な報告を行う体制を確保します。
- ③ 通報相談窓口「ヘルプライン」の内部通報の運用状況やその内容について、担当部門は定期的に当社の監査役へ報告します。

10. 当社の監査役へ前項の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社の監査役へ、前項の報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人等に対し、その報告の事をもって不利な取扱いをしません。

11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当社の監査役の監査に係る費用は、その監査計画に応じて予算化することで、その職務の円滑な執行を可能にします。
- ② 監査の為に必要な費用の前払又は償還は速やかに行います。

12. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役会は、当社の会計監査人である監査法人から会計監査の監査計画及び監査結果について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図り効果的な監査業務の遂行を図ります。
- ② 代表取締役と当社の監査役会は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととします。

以上